

平成29年度第4回大山崎町障害者基本計画等策定委員会
議事録

平成30年2月21日（水）8：50～
大山崎町役場3階中会議室

○次第

1. 開会
2. 傍聴許可
3. 審議
 (1) 前回委員会における指摘事項について
 (2) パブリックコメント結果について
4. その他
5. 閉会

配布資料

- 資料1 第3回大山崎町障害者基本計画等策定委員会 議事録
資料2 第3次大山崎町障がい者（児）計画（案）の修正事項
資料3 第3次大山崎町障がい者（児）計画（案）
資料4 パブリックコメント結果

○議事

1. 開会

【委員長】

定刻になりましたので、只今から平成29年度第4回大山崎町障害者基本計画等策定委員会を開催したいと思います。

2. 傍聴許可

【事務局】

傍聴の方はいらっしゃいません。

3. 審議

【委員長】

審議に入る前に資料の確認と前回の議事録の確認をします。

事務局、よろしくお願いします。

【事務局】

それでは資料の確認をさせていただきます。

まず1つ目が第4回委員会の次第でございます。続いて左上に資料1と書かれた第3回委員会の議事録、そして左上に資料2と書かれた第3回委員会で指摘を受けた内容、それから資料3、パブリックコメントに出した時点の計画案になります。そして、資料4パブリックコメント結果という書類をお手元にお渡ししております。

資料1が第3回の議事録になりますので、確認していただいて指摘等ございましたら、またご連絡をお願いします。

事務局からは以上です。

【委員長】

では審議に入りましょう。前回、みなさん方にお示しした案を会議中にご指摘いただいた件について、どのように対応していただいたかを資料2を使って説明をお願いします。

(1) 前回委員会における指摘事項について

【事務局】

(資料2について説明)

【委員長】

今の説明についてご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

【委員】

資料2の1番、人材確保についてですが、自立支援協議会の中でも要望があります。障がい者計画に書くのは無理があるとわかっていました。町には地域福祉計画があると思いますが、そちらのほうでは当然人材確保、育成に関しての項目があると思います。そちらのほうで重点的に検討していただければと思いますので、よろしくお願い致します。

【委員長】

妥協案を出していただきました。他にいかがでしょうか。

いくつかの項目で、「乙訓圏域内では」という記述がありますが、それは他の市と話し合いが進んで、そこで具体的な実現の目途があると理解していいのですね。

【事務局】

2市とも単独ではハードルが高いと思っています。本町もそうです。そのような

中で、今まで福祉関係は乙訓圏域で整備してきた部分が多いので、今後についても乙訓圏域内での整備が必然的になってくると考えています。もちろん、乙訓圏域内で整備を目指すことでは、認識が一致していて共有はできています。

【委員長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

資料2の18番、資料3の114ページの「入浴サービス」ですが、障がいのいくつかの例を含めてやればよいと思います。介護保険が始まってから時間的に経っているので、向日市、長岡京市にも聞きましたが、社会福祉協議会関係のところは全部改修が済んでいます。大山崎町だけは4年程前からお願いしていますが、それが全く部分的なつぎはぎの補修だけで、根本的な長期的にみた設備改修を真剣に考えてもらわないと、いつ止まるかわからない状態になっているので、住民からも不安が持たれています。長寿苑もそうですが、やはり基本的なところをきちんとやってもらわないといけないので、庁舎に行って社会福祉協議会と一緒に現場を見てもらいました。そのあたりも健康福祉部としてやるべきことをきちんと引き継いでやっていただくようお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

【事務局】

特に「なごみ」のほうの給湯についてはストップすることはできないと考えておりますので、福祉課と健康課の両方から、しっかりと対応していきたいと考えております。

【委員】

できないことはできないと言ってもらえれば、社会福祉協議会で臨時会を開いて応急処置だとか長期的な問題も検討して対応したいと思っています。止まってしまって、あとからいい訳をしても仕方がないので、前からわかっていることは計画ですからやるべきことはやる。文章にならないことで、事故になってからでは遅いので、事前にそこを引き継いで把握して役場として責任を持っていただきたいです。

【委員長】

この入浴サービスの回数を実践するにはきちんと設備を整えることをぜひ、ご検討いただきますようお願い致します。

資料2の6番、ショートステイやグループホームの設置について私が聞けなかったのですが、「懸案事項として整理するようにします」という書き方になっています。この中に懸案事項として会議を開くのですか。

【事務局】

この中には書いていないですが、それとは別の懸案事項としてまとめて検討していくというようにしていきたいと思います。

【委員長】

おそらくハード付なのでものすごい金額になってくると思いますので、うかつに書けないのはよくわかります。町内にショートステイがあるということは、みなさんにとっては切実なことだと思います。そんなに立派な建物ではなくても空き家住居をうまく使うなど何でもいいので、ぜひ前向きに考えてください。

【事務局】

はい。

【委員長】

緊急のときのショートステイは絶対ほしいですね。精神障がいの方も一緒だと思います。

【委員】

そうですね。なんとか入院という形で病院で対応している状況です。

資料2の5番、「精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築」ですよね。認知症の方の地域包括支援はある程度イメージができてきてわかりますが、「精神障がいに対応した」というところが具体的にどのようなシステムになるのか、介護保険で高齢施策に全部入れられてしまうと、精神障がい者特有の対応などができるのかが不安です。その辺をきちんとこれから検討するということですが、しっかり検討の中に入れてほしいと思います。

特に入院中心から在宅地域生活移行という形でできているので、地域での受け皿や訪問看護、ホームヘルパーなど色々な職種の方の支援を受けて地域で暮らしていく方向に流れとしてはなっていくと思うので、その辺もしっかり反映していただきたいと思います。

【委員長】

考え方として高齢者の地域包括支援センターに精神障がい者のことも巻き込んで行こうということですか。障がい者とは別にケアシステムはまねするかもしれませんが、別々にセンターをつくる形ですか。

【事務局】

おそらくこれは精神障がい者という形になるとイメージしています。町の地域包括支援センターがすでにあるので、そこに精神障がい者をつけることは今のところ考えていません。

【委員長】

そのほうが早くできる気もしますが、「検討しています」だけにならないようにしていただきたいです。

【事務局】

地域包括の体制等もありますので、すぐ受け入れられるということにはならないと思います。

【委員】

障がい者の方みなさんが65歳になったら一応介護認定も受けて介護保険のほうからも支援が可能な部分はそちらを使ってくださいということにはなります。

今まで障がい者の方は障がい者の方の枠内の支援だったので、利用料を免除されている部分が大きかったのですが、介護保険はこれから1割かもっと多くなることも懸念されています。高齢になるとさらに経済的な負担も大きくなり、ますます暮らしにくくなるのではないかという心配があります。障がい者の方は障がい者の施策の中でしっかり対応してほしいと思います。

【委員長】

事例として精神障がいの方がデイサービスセンターに行きたいと言ったときに、デイサービス側が拒否するとか具体的には起こっていないでしょうか。

【委員】

一応、私の事業所が運営しているグループホームに入居されている方は、普通の住宅の2階に住んでいます。70歳以降では、階段の登り降りができにくくなった場合、そこでは対応できないので、認知症が出てきている方は認知症型のグループホームに行かせてもらいましたが、認知症ではない方については結局そこでは暮らせないので、長期入院されていました。病院のほうにお医者さんが診断して、認知症として対応してもらわないとどこにも入れないです。

今のところはわかりませんが、これから増える事例です。

高齢者の施設もそう気安く入れる空き状況ではないので、入るのも難しいと思います。

【委員長】

知的障がいの方も長生きされるようになりまして、昔はそんな心配をすることもなかったのですが、今はそうではないですね。高齢者とどう共存していくか、すごく大きな課題だと感じます。

【委員】

それに関して平成 30 年度から共生型サービスを国が導入します。基本的には高齢者のデイサービスに障がい者が行くことが理論的には可能になります。その事業所が共生型サービスをやりますと言えばです。

【委員】

事業所があればサービスが受けられると思いますが、精神障がい者に特化したホームヘルパーも少ないです。私の事業所では、京都市内の伏見のほうからも来ていただいています。この圏域の中で精神障がい者の方があまりいないらしいです。ヘルパーの方たちを増やしてもらわないとサービスもできませんし、それこそ共生も両方とも倒れることになる大変です。

【委員長】

理念としてそのような方を国が言っていると思います。現実的に利用者側の立場になったら変な言い方ですが「精神障がい者の方と一緒に嫌だ」という人が出てくる可能性もあります。そうすると困るので、「精神障がい者の方少し待ってください」と事業所としては言わざるを得ないことも当然出てきます。

【事務局】

先ほど、介護保険について自己負担が発生するという話がありましたが、国の方向の話で障がいのサービスをずっと受けていて、そのときは自己負担がなかった方についてはお金を返す制度ができつつあるので、平成 30 年度から実施されます。

居宅サービスや移送サービスにも制限がありますし、所得が増えた方にはもちろんできないとか、今高齢になって所得がなくなって低所得になったが、今まで障がいのときに払っていた人は対象にはなりません。色々と対象の要件はありますが、今まで介護保険で自己負担してもらっていたものをある程度返せるような仕組みができる方向になっています。

【委員】

色々なサービスが全て手続きと運用の周知をして、実際に利用することがすごく難しいです。

【委員長】

現実的な問題、あるいは近い将来に大きな課題になりそうなテーマがあると思いますが、この委員会としては今の修正をお認めいただければよろしいでしょうか。

では、パブリックコメントが出ていますので、それに伴った修正について説明をお願いします。

ます。

(2) パブリックコメント結果について

【事務局】

(資料4について説明)

【委員長】

これは具体的に知的障がい者の「親の会」、精神障がい者のほうは「家族の会」が多いと思います。どちらか固有名詞のようなものではなく、それを含めた名称ですか。

【事務局】

ここは大きく捉えています。「家族の会」という書き方以外でご意見はありますか。

【委員】

身体障がい者の団体の場合は「当事者」です。

【委員】

当事者家族の会です。

【委員】

「家族の会」も「当事者の家族の会」です。

【委員】

私たちの会も「親の会」としてありますが、親御さんが亡くなって、ご兄弟が「親の会」に入るので、それでは表現がおかしいという話です。

【委員長】

「当事者家族の会」という捉え方をするか、「当事者の会」と「家族の会」を別々と思うかですね。「当事者・家族の会」中黒を打つかですね。

【事務局】

中黒のほうがいいですね。

16ページから19ページを見ていただくと「親の会」と書いてあるところと「事業所」と書いてあるところの2つです。そのうち「事業所」が3つくらいで、それ以外が全て「親の会」ですので、修正内容に「親の会」と書いていますが、例えば事業所の部分は今まで通り「事業所」と書きます。どこかに説明として「事業所と記載のないものは「当事者の会」ま

たは「家族の会」による意見です」という書き方をするのも1つかと思います。

【委員長】

どちらにしても「親の会」にしてしまうと、知的障がい者の親の会のイメージがついてるので、「家族の会」とか「当事者の会」も言っているのがわかるように表現していただければと思います。

【事務局】

(資料4について説明の続き)

【委員長】

ご意見をいただいた当事者の方とはお話をされて納得していただいているのですか。

【事務局】

それはまだしていません。

【委員長】

ここで了解したらこのように修正しましたと当事者の方に通知はするのですか。

【事務局】

ホームページで公表します。

【事務局】

(資料4について説明の続き)

【委員長】

何かご質問、ご意見等ございませんか。

【委員】

資料4の6番、「早期療育の充実」のところで「乙訓ポニーの学校」「こらぼねっと・京都自立支援センター」の名前を消そうということですが、児童発達支援事業所はこの間、小規模ですが、2、3新設ができております。他の相談支援の関係で固有名詞を入れておられますし、この2つは中核的な事業所ではありますので、できれば名前を残していただいて「など」という表現で残していただくほうがよりわかりやすいのではと思います。

【委員長】

「この2つを推進して他のところは推進しないのか」と意見を出した方は捉えているということですか。

【事務局】

そうではないです。ただ向日市などに多いので、ここから行きにくい事業所もあると思います。この2つは大山崎町から行きやすいと思っています。

【委員長】

「など」を入れて2つだけではないという形でこの2つを残し、具体的にあるほうが利用者にしてみれば使いやすかったり、場所を役場に聞きにいかなくてはならないのですね。

住民としては、2つの事業所だけ書いてあとを「など」にするのは抵抗があるのか、普通と思うかです。

【事務局】

代表的であることは確かです。

【委員長】

先駆的で町民の利用もここが多いというわけですね。理由を聞かれたときに答えられるようにしないといけないと思います。2つの具体的な事業所名を入れて「など」を入れてください。

他にいかがですか。

【委員】

質問だけですが、保育所の訪問支援体制はどのようなものを持っていらっしゃいますか。

【事務局】

保育所等訪問支援事業という事業があります。療育を必要とするお子さんが保育所の中でどのように過ごしていけるのかを療育の事業所が2週間に1回程度行って、本人の確認をして本人の状況から必要なアドバイスを保育士にする事業です。

【委員】

それが保育士の加配などにも影響しているのですか。

【事務局】

保育士の加配というのは、保育士の人件費なので、また別です。

保育所等訪問支援事業というのは、障がい児の福祉サービスの事業ですので、保育士の加

配の人件費とは全く別の話です。

【委員】

町がその相談所を抱えているのではなく、療育施設に来てもらっているということですね。

【事務局】

そうです。療育施設から来る方が子どもの保育を見るわけではないです。その子どもの過ごし方をみて必要なアドバイスを保育士などに行います。

【委員】

加配はまた別ですか。

【事務局】

また別です。

【委員】

加配は各保育所の現場のほうで、子どもさんの状態をみて判定をして加配をしている場合もあります。

【委員】

10年ほど保健師としてその仕事をしてきたので、現場に行かずずっと観察をして発達のプロフィールを出して、それと合わせて加配の程度判定をしています。

もちろん、専門家の方と一緒にやっていたので、その人たちは現場にアドバイスをしています。

【委員】

保育の直接療育の観点でケアされているわけではないと思います。療育的な視点を今おっしゃった児童発達支援事業所の専門員の方が訪問されてアドバイスをされる仕組みです。

【委員長】

他にいかがですか。特にご意見がないようですので、前回委員会における指摘事項についての修正、パブリックコメント結果についての修正、今ご説明いただいた内容で修正をさせていただきます。

この会議はこれで終了です。この計画は今の説明の修正が加わったものですか。

【事務局】

はい。この計画（資料2）は修正済みです。

【委員長】

無事に計画案が策定されることとなります。みなさん方のご協力ありがとうございました。

次にその他の説明をお願いします。

4. その他

【事務局】

最後に資料4の中で1番と6番をご指摘いただいた通り修正いたします。

前回の計画の表紙をやまびこ利用者の方に描いていただいております、今回も利用者の方から絵をいただいておりますので、また表紙に使わせていただければと思っております。

では終了にあたりまして、課長からご挨拶申し上げます。

【事務局課長】

4月から始まった本会ですが、4回にわたりみなさま方から多くのご意見をいただきまして誠にありがとうございました。この基本計画については平成30年度から6年間の計画になっておりますが、社会情勢やニーズの変化が生じた場合は見直すことをしております。町ではこれからも障がいをお持ちの方が生活しやすく、また社会参加しやすい環境を整えてまいりたいと思っておりますので、これからもみなさま方からのご意見、ご要望を十分に聞かせていただいて前向きに対応していきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願い致します。

5. 閉会

【委員長】

ありがとうございました。